

2013年12月18日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

行政訴訟の経過（勝訴）に関するお知らせ

昨日お知らせいたしました、2008年に当社が行いました増資に関連して、個人ならびに当社株主が提起しました行政訴訟において勝訴判決が下りました件につき、当該個人ならびに法人よりコメントが寄せられましたのでお知らせいたします。

勝訴した個人からは、「高齢で病院通いの私は、当日、突然調査官からの電話で病院から呼びつけられ、誰とも連絡も取らせてもらえない中、強引にひどい調査と扱いを受け、以後も不安な日々を送ってきましたが、この度の勝訴判決で一矢報いることができ、ホッとしました。証券取引等監視委員会の調査官には、このようなことが二度と起こることのないよう、真摯に反省していただきたいです。」とのコメントが寄せられました。

また、当社株主でありますA. P. F. ホールディングス株式会社からは、「証券取引等監視委員会が大々的に行った強制調査は、人権と法、民主主義の原則を無視した違法なものであったことがはっきりしました。

本来、法と秩序を守らせるために権力を与えられ、自己抑制を旨として公益のために邁進すべき証券取引等監視委員会がこのような人権と法、民主主義のルールを破って権力を濫用したことは極めて重大な問題です。証券市場の黒子として活動すべき証券取引等監視委員会は、佐渡賢一現委員長の下、功名心と自己顕示欲のためにタガが外れているように見受けられます。

当社といたしましては、今後とも昭和ホールディングス株式会社、株式会社ウェッジホールディングスという上場2社、並びにグループ会社と連携して公の場で戦ってまいります。当社等の名誉と関係会社ならびにその全株主の利益のため、また日本の証券市場の正常化のために、裁判など公の場で当社の正当性を主張してまいります。

この度の判決につき、証券取引等監視委員会佐渡委員長に対して、反省と公式な謝罪、そして再発防止策の開示を求めます。」とのコメントが寄せられました。

当社はすでにお知らせいたしましたように、上記法人個人らとともに証券取引等監視委員会が行った強制調査に関連し、国家賠償請求訴訟を提起しております。当該裁判を主たる場所として、今後とも当社の正当性、適法性を主張してまいります。

当社は引き続き本業に邁進し、中期経営計画実現することで企業価値向上を目指して参りますので、何卒ご理解とご支援いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上